

島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画（第2段階）の概要 及び今後の市の対応について

中国電力株式会社は、平成29年7月から島根原子力発電所1号機の廃止措置を開始し、4段階の工程のうち第1段階の作業を進めています。

このたび、第2段階の着手に向け、原子力規制委員会に廃止措置計画の変更認可申請を行うにあたり、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づき、令和5年8月8日に同社から本市に対し、第2段階の作業計画等について事前報告がありました。

また、本件について『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書に基づき、同日付で県から本市に対し、意見照会がありました。

については、これらの状況と今後の市の対応について、下記のとおり報告します。

記

1. 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画（第2段階）の概要について

説 明 者：長谷川 千晃 中国電力(株) 常務執行役員 島根原子力本部長
三 村 秀 行 中国電力(株) 執行役員 島根原子力本部 副本部長
井 田 裕 一 中国電力(株) 島根原子力本部 副本部長

説明資料：島根原子力発電所1号機 廃止措置計画（第2段階）の概要

・・・別添資料1

2. 今後の市の対応について

島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の変更について、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会及び原子力安全顧問会議の意見を伺い、県及び中国電力株式会社に対し、出雲市の意見を提出します。

<今後の予定>

- ・ 9月13日（水） 原子力安全顧問会議
- ・ 9月15日（金） 原子力発電所環境安全対策協議会

【参考資料 1】 島根原子力発電所 1号機の廃止措置に係る主な経過

期 日	内 容
平成 27年 4月 30日	中国電力(株)が 1号機の営業運転を終了
平成 28年 4月 28日	中国電力(株)が廃止措置計画に係る事前了解願いを県及び松江市に提出
平成 28年 6月 27日	出雲市が県に対し、中国電力(株)による原子力規制委員会への廃止措置計画認可申請を了解する旨回答
平成 28年 7月 1日	県が中国電力(株)に対し、原子力規制委員会への廃止措置計画認可申請を了解する旨回答
平成 28年 7月 4日	中国電力(株)が原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請
平成 29年 2月 10日	出雲市、安来市及び雲南市が中国電力(株)との間で「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成 29年 4月 19日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
平成 29年 7月 7日	出雲市が県に対し、中国電力(株)による廃止措置の実施を了解する旨回答
平成 29年 7月 11日	県が中国電力(株)に対し、廃止措置の実施を了解する旨回答
平成 29年 7月 28日	中国電力(株)が廃止措置（第 1 段階）を開始
令和 5年 8月 8日	中国電力(株)が第 2 段階の着手に向け、廃止措置計画の変更認可申請に係る事前了解願いを県及び松江市に提出、出雲市を含む周辺自治体には事前報告を実施

【参考資料 2】

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第 5 条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成 29 年 2 月 10 日

甲 出雲市

乙 安来市

丙 雲南市

丁 中国電力株式会社

【参考資料3】



島原本企第3号
2023年8月8日

出雲市長
飯塚俊之様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る
原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）及び全体工程について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2017年7月から島根原子力発電所1号機の廃止措置作業に着手し、第1段階として主に管理区域外の屋外設備の解体撤去等を進めておりますが、このたび、第2段階として原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に実施する作業計画の策定及び廃止措置全体工程の見直しを行いました。

つきましては、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第1項第3号の規定に基づき、廃止措置計画変更認可申請書（案）を添えてご報告いたします。

当社といたしましては、引き続き島根原子力発電所1号機の着実な廃止措置作業の実施を目指して取り組んでまいるとともに、廃止措置計画に対するご回答の際にご要請を頂いております事項につきましても、今後もしっかりと対応してまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（案）

【参考資料4】

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定について下記のとおり確認する。

記

1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（1）から（3）の手続を経ることとする。

（1）甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。

（2）甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。

（3）前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。

その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第11条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。

3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第12条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。

平成25年10月29日

令和3年10月15日一部改正

甲 島根県

乙 出雲市

安来市

雲南市



出雲市長 飯塚 俊之 様

島根県知事 丸山 達也
(防災部原子力安全対策課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更につきまして、本日、
中国電力㈱から本県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等
に関する協定」第6条に基づく事前了解願いの提出がありました。

本件の事前了解判断に当たっては、今後、住民団体の代表も参加する安全
対策協議会、専門家である原子力安全顧問、県議会や貴市をはじめとする関
係自治体などのご意見を伺ったうえで、判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協
定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願い
いたします。

【参考資料 6】

中国電力(株)主催の住民説明会の開催予定

1. 説明内容

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（第 2 段階）の作業内容及び島根原子力発電所 2 号機の状況等

2. 説明者

長谷川 千晃 中国電力(株) 常務執行役員 島根原子力本部長 ほか

3. 開催日程

開催地	日 時	会 場
松江市	8月31日(木) 19:00～20:30	鹿島文化ホール 研修ホール
	9月 2日(土) 14:00～15:30	くにびきメッセ 国際会議場
雲南市	9月 5日(火) 19:00～20:30	雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール
出雲市	9月 6日(水) 19:00～20:30	ビッグハート出雲
境港市	9月 8日(金) 19:00～20:30	境港市文化ホール (境港シンフォニーガーデン)
米子市	9月12日(火) 19:00～20:30	米子コンベンションセンター
安来市	9月14日(木) 19:00～20:30	安来市総合文化ホール アルテピア